

食品安全モニター制度について（案）

1 目的

食品安全基本法に基づき行われた食品健康影響評価の結果に基づき、食品安全委員会（以下「委員会」という。）が食品の安全性の確保のため講ずべき施策について勧告した場合等において、広く国民から勧告等に基づき講ぜられる施策の実施状況について報告を受けるとともに、食品安全に関する意見、要望などを聴取し、食品の安全性の確保に関する施策の推進を図ることを目的とする。

2 食品安全モニターの対象者

食品安全モニター（以下「モニター」という。）に依頼する者については、日本国内に居住している満20歳以上で、食品の安全について関心を持ち、モニター会議に出席可能な者のうち、以下のいずれかの条件を満たしている者を対象とする。

大学等で食品に関係の深い学問（医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、家政学、食品工学等）を修了していること

食品に関係の深い資格（栄養士、管理栄養士、調理師、食品衛生管理者等）を持っていること

食品衛生に関する行政に従事したことがあり、現在その職に就いていないこと

募集人員は470名とする。

モニターは、委員会事務局長が依頼し、その期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

3 食品安全モニターの役割

モニターに対しては、次の事項を依頼する。

委員会が関係行政機関に勧告した事項等のモニタリング結果の報告

食品の安全に関する危害情報を入手した場合の情報提供

食品安全行政に関する意見や食品の安全に係る調査結果の報告

地域で開催される食品安全モニター会議への出席

4 報告等の処理

モニターから提供された報告は、分類、整理して、関係省庁等に送付し、当該省庁等における行政への反映を図るとともに、報告の概要をホームページ等に掲載することにより、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供する。

5 今後のスケジュール

公募開始：平成15年7月10日（内閣府ホームページ「政府広報オンライン」）
（食品安全委員会ホームページ）

平成15年7月15日（内閣府広報誌「キャビネット」）

募集〆切：平成15年8月5日（消印有効）

依頼状発送：平成15年8月下旬（予定）

依頼期間：依頼した日から平成16年3月31日

モニター募集に関するお問合せ先

内閣府食品安全委員会事務局「食品安全モニター」担当 03-5251-9207

6 その他

その他、食品安全モニターの実施に関し必要な事項については、委員会事務局長が別に定めるものとする。